

様式 2

整理番号

消防 - 法不 - 54

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（第2査察）(06-4393-6372)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの製造の許可取消
概要	市長は、第1種製造者が正当な事由がないのに、1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第9条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第9条 都道府県知事は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「第1種製造者」という。）が正当な事由がないのに、1年以内に製造を開始せず、又は、1年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	